代襲相続　宅建 H14-12-4　≪#631≫

【問】 正誤をつけよ。

被相続人の子が、相続の開始後に相続放棄をした場合、その者の子がこれを代襲して相続人となる。

【答え】 誤り

≪ポイント≫　子及びその代襲者等の相続権 【★基礎頻出】

1　**被相続人の子**は、相続人となる。

2　**被相続人の子**が、**相続の開始以前に死亡**したとき、又は**「相続人の欠格事由」**の規定に該当し、若しくは**廃除**によって、その相続権を失ったときは、**その者の子**がこれを**代襲して相続人**となる。（民法 887 条 1 項、2 項本文）

※　代襲相続

- **相続人の子が相続の開始以前に死亡**
- **欠格事由**
- **廃除**

cf. 相続放棄は、代襲しない